

県内で摘発・相談 増加の一途

ヤミ金融に御用心!

今年に入り、県内で無登録の貸金業者(ヤミ金融)の摘発が相次いでいる。県警は四日までに、貸金業法(無登録)、出資法(高金利)違反の疑いで十三件十四人を摘発。摘発数はすでに昨年二年間(ゼロ件)と、一九九九年(二件五人)を大きく上回った。不況の中、ヤミ金融は増え続けており、関係機関への相談も増加の一途という。横行するヤミ金融の実態を探った。

「五万円借りた。二十万円支払ったが元金が減らない」「三万円借りて返済が遅れ、四十万円を請求された」。県消費生活センターに寄せられた消費者金融をめぐるトラブルは、九八年度が五十二件、九九年度が七十一件と増え、昨年度は百四十四件に倍増した。多くがヤミ金融関連の相談という。

貸金業者は知事などへの登録を義務づけられている。県貸金業協会(鬼沢浩之助会長)は県内のヤミ金融の数を約二、三百と推定、一人で複数を経営するケースが多いため経営者は百人前後とみている。ここ数年増え続けているとみられる。

県警生活環境課などに

背後に暴力団の資金源

よると、大部分は五万円、十万円が上限の個人向けの小口融資で、ほとんどが法定利率(一日当り0.08%)をはるかに超える高金利。一業者の資金量は総額数百万円程度。

一般的な貸し付け手口は、例えば五万円の融資に対し、貸付時に二割(一万円)を利息として天引きし、一週間で元金五万円の一括返済を要求。返済できないと一週間ごとに一万円の手数料を取る。一括で返済しない限り元金は減らず、計七十五万円を支払っても元金五万円が減らなかつた例もある。

ヤミ金融の見分け方は簡単。電柱などに「即決」「一五万」などと

正規の金融業者が受け付けない多重債務者がほとんどで、違法業者と知った上での申し込みが多く、九割以上がパチンコ代などの遊興費目的という。ヤミ金融拡大の背景について、捜査関係者は暴力団との間接的なつながりなどを指摘。「不況や規制強化で、しのぎの難しい暴力団の資金源になっている」とみる。

八月初め、多重債務者の相談会を開いた茨城司法書士会の大関彰消費者問題等対策委員長は「出資法の法定利率が昨年大幅に引き下げられ、正規の金融業者がリスクの高い客に貸さなくなったことと一因」と分析。「安易に金を借りる客の側も問題」と話し、「借金に関する学校などでの教育が重要」と訴えている。